諮問番号：平成２９年度諮問第４７号

答申番号：平成２９年度答申第４３号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○○長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成○○年○月○日付けで行った児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下「法」という。）に基づく児童手当・特例給付額改定処分（以下「本件処分」という。）の取消を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

　　２人の子どもがいる妻と再婚をし、その後１人子どもが生まれた。上の２人については、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○養子縁組はしておらず、○○○○○○○○○○の３人の児童を養育している。上の２人は児童手当の支給対象外であるが、申請時は妻の名義で申請し受給していた。この度、１番下の子どもが３歳になって、妻にとっては３番目の子が第３子扱いとならず児童手当を減額する旨の通知が届いた。

３人の子どもは審査請求人の扶養に入っており、住民票も同じで生計を一にし、実際の養育も行っている。本来の手当の役割に対し、今回の決定は矛盾していると感じる。再婚し、養子にしていない場合が対象外となるのなら、きちんとわかりやすくその旨を記載するべきなのに、各詳細には、１８歳になってはじめての３月３１日をむかえるまでの間の子の数とあり、そのような記述は一切なく理解しがたい内容である。本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は、棄却が妥当である。

２　審理員意見書の理由

（１）本件に係る法令等の規定について

ア　児童手当の額として、法第６条第１項第１号イ（１）（ⅱ）で、「当該３歳以上小学校修了前の児童が１人又は２人いる場合　１万５０００円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、１万円に当該３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額」とされている。

また、同号ロ（２）で、「当該１５歳に達する日以後の最初の３月３１日を経過した児童が２人以上いる場合、１万５０００円に当該３歳に満たない児童の数を乗じて得た額、１万５０００円に当該３歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び１万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額」とされている。

児童手当の額の改定として、法第９条第３項で、「児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。」とされている。

イ　「児童手当Ｑ＆Ａ集」（平成２５年９月３０日厚生労働省児童手当管理室。以下「Ｑ＆Ａ集」という。）の「１．申請・認定・支給」の問１－１５で、「養子縁組の意思の合致があり、実子と全く同じようにその生計を支え、監護を行っている場合、次のようなケースにおいて、連れ子を支給要件児童として認めることはできますか。

（１）直近の時期に戸籍上の縁組の手続きを取る場合

（２）子どもの意思を尊重して、小学校を卒業する頃手続きをする。

（３）戸籍上の手続きをとる予定はないが、子どもと将来にわたって一緒に生活したい（子どもの戸籍には手をつけたくない）。」

の問いに対する答えとして、

「○　養子縁組の意思の合致とは、父と母が婚姻関係にあり、その児童について実子と全く同様にその生計を支え、監護しているような場合で、父と母が共同して養子縁組の届出をすれば受理される場合を想定しているため、このような場合には、その児童を支給要件児童に含めても差し支えありません。

○　したがって、養子縁組の意思の中には、その手続きをする意思があることも含まれるものであることから、（１）と（２）については認められるが、（３）については認めることは難しいと考えます。」

とされている。

（２）本件処分が（法令等）が求める要件に該当するかについて

審査請求人は養育している児童のうち、上の２人は再婚した妻の子であり、養子縁組をしていないと述べている。

「Ｑ＆Ａ集」では、養子縁組の意思の合致があり、実子と全く同じようにその生計を支え、監護を行っている場合は認定できる、すなわち養子縁組の手続きをする意思があることも含まれるとなっているが、審査請求人は審査請求書の中で、「本人達の名字をかえたくない事や、色々な諸事情により養子縁組しておらず」と述べており、養子縁組をする意思があるとは考えられない。

以上のことから、処分庁が上の２人は支給要件児童ではないとした判断は妥当なものと認められる。

その結果、下の１人が第１子となり、法第６条第１項第１号イ（１）（ⅱ）及び法第９条第３項に基づき、当該児童が３歳になった日の属する月の翌月から１０，０００円に額改定されたことに違法又は不当な点は認められない。

**第４ 調査審議の経過**

　平成３０年１月３０日　　諮問の受付

　平成３０年１月３１日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：２月１６日

口頭意見陳述申立期限：２月１６日

　平成３０年２月５日　　　第１回審議

　平成３０年３月２日　　　第２回審議

**第５　審査会の判断**

児童手当は、法に基づき支給されるものであり、その額及び額の改定について、法第６条第１項第１号及び法第９条第３項に規定されている。そして、平成２４年以降における児童手当法に基づく児童手当について、これまでに発出したＱＡや疑義照会をまとめた「Ｑ＆Ａ集」によると、上の２人の児童を審査請求人の支給要件児童として認めるためには養子縁組の意思（その手続きをする意思を含む。）の合致があることが必要とされている。審査請求人の主張からは、２人の児童について、養子縁組の意思の合致があるとは考えられないとし、３人目の児童１人を支給要件児童として本件処分を行った処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

なお、３人の児童が審査請求人の扶養に入っていること、住民票も同じで生計を一にしていること、あるいは、養子としていない場合は児童手当の対象外であることを分かりやすく記載すべき旨を主張しているが、当該主張は、児童手当制度への意見、あるいは、児童手当制度の案内・広報への意見であり、本件処分の違法又は不当を理由付けるものではない。

以上より、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）野一色直人

委員　　　　　福田　公教

委員　　　　　松村　信夫